

改正後の利用者負担額算定基準表

対象品目

消耗品（ストマ装具（消化器系） ストマ装具（泌尿器系） 紙おむつ等、
尿管器（男性用） 尿管器（女性用） 埋込型用人工鼻）のみ

区分	世帯の収入状況	利用者負担額(月額)	現行の階層
生活保護・住民税非課税世帯	生活保護受給世帯・住民税非課税世帯	0円	A～B
一般1	住民税課税世帯 (所得割額：24,000円未満)	購入費用の1割に相当する額 (上限：1,120円)	C1～D3相当 (D3...年収約300万円程度)
一般2	住民税課税世帯 (所得割額：24,000円以上100万円未満)	購入費用の1割に相当する額	D4～D18相当
一般3	住民税課税世帯 (所得割額：100万円以上)	全額	D19相当 (D19...年収約2300万円以上)

世帯の範囲は次のとおり。

- ・18歳以上の障害者 ... 障害のある方とその配偶者
- ・障害児 ... 保護者の属する住民基本台帳での世帯

購入費用が「要綱別表第1」の各品目の基準額を超える場合、超過分は利用者負担とする。

同月に2品目以上消耗品の給付を受ける場合、利用者負担額は購入費用が最も高い用具の1割の額（一般1の場合は上限1,120円）のみとする。